

## ○いせ市民活動センター条例

平成17年11月1日

条例第117号

注 令和7年3月から改正経過を注記した。

## (設置)

第1条 市民が自主的に行う営利を目的としない公益のための活動(以下「市民公益活動」という。)を支援するとともに、市民の交流する場として利用に供することにより、市民の福祉の増進及び文化の向上並びに地域の振興に寄与するため、いせ市民活動センター(以下「センター」という。)を設置する。

## (位置)

第2条 センターは、伊勢市岩淵1丁目2番29号に置く。

(令7条例21・令7条例48・一部改正)

第3条 削除

(令7条例21)

## (事業)

第4条 センターにおいては、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 市民公益活動の相談に関すること。
- (2) 市民公益活動に関する情報の収集及び提供に関すること。
- (3) 市民の交流促進のため、施設を一般の使用に供すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、第1条の設置の目的を達成するために必要な事業

(指定管理者による管理)

第5条 市長は、センターの設置の目的を効果的に達成するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて、市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)にセンターの管理を行わせる。

(指定管理者が行う業務)

第6条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第4条に規定する事業を行うために必要な業務
- (2) センターの利用の登録に関する業務
- (3) センターの利用の許可に関する業務
- (4) センターの維持管理に関する業務(市長が指定する業務を除く。)
- (5) 前各号に掲げるもののほか、センターの管理に関する事務のうち、市長のみの権限に属する事務を除く業務

(令7条例48・一部改正)

## (開館時間)

第7条 センターの開館時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得てこれを変更することができる。

(令7条例21・令7条例48・一部改正)

## (休館日)

第8条 センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、臨時に開館し、又は休館することができる。

- (1) 水曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日に当たるときは、翌日以後の休日でない日
- (2) 12月29日から翌年1月3日まで

(令7条例21・令7条例48・一部改正)

## (利用の登録)

第9条 別表第1に規定する南館の施設及び設備を利用することができるものは、市民公益活動を行う個人及び団体とする。

2 前項の南館の施設及び設備を利用しようとするものは、規則で定めるところにより、あらかじめ申請書を指定管理者に提出し、利用の登録(以下「登録」という。)を受けなければならない。登録を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

3 指定管理者は、前項の申請書を受け付けたときは、速やかに登録の可否を決定し、その旨を申請者に通知しなければならない。

(令7条例21・一部改正)

## (登録の取消し)

第10条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。

- (1) 登録を受けたもの(以下「登録者」という。)がこの条例又はこの条例に基づく規則若しくは指定管理者の指示した事項に違反したとき。
- (2) 登録者が偽りその他不正な手段によって登録を受けたとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、センターの管理上支障があると認められるとき。  
(利用の許可)

第11条 センターの施設、設備及び附属器具(以下「施設等」という。)を利用しようとするものは、規則で定めるところにより、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、センターの管理上必要があるときは、前項の許可に条件を付することができる。

3 指定管理者は、その利用の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の許可を与えないものとする。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。

(2) 施設等を損傷するおそれがあると認められるとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、センターの管理上支障があると認められるとき。

(利用の制限)

第12条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは利用の中止を命ずることができる。

(1) 利用の許可を受けたもの(以下「利用者」という。)が許可を受けた目的以外に施設等を利用したとき。

(2) 利用者がこの条例又はこの条例に基づく規則若しくは指定管理者の指示した事項に違反したとき。

(3) 利用者が偽りその他不正の手段によって許可を受けたとき。

(4) その他指定管理者が特に必要と認めるとき。

2 前項の規定により許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは利用の中止を命じた場合において利用者に損害が生じても、指定管理者は、その賠償の責めを負わない。ただし、前項第4号の規定に該当する場合は、この限りでない。

(事務室等利用の許可の期間)

第13条 事務室及びロッカーに係る利用の許可の期間は、6月以内とする。

(利用料金の納入)

第14条 利用者は、指定管理者にセンターの利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を前納しなければならない。ただし、指定管理者が後納を認める場合は、この限りでない。

2 利用料金は、別表第1及び別表第2に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

(利用料金の収入)

第15条 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として收受させるものとする。

(利用料金の減免)

第16条 指定管理者は、市長が特別の事由があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の不還付)

第17条 既納の利用料金は、還付しないものとする。ただし、指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、既納の利用料金に、それぞれ当該各号に定める率を乗じて得た額を還付することができる。

(1) 利用者の責めに帰さない理由によりセンターを利用できないとき 100分の100

(2) 利用者が利用を開始する7日前までに利用の取消しの申出をし、指定管理者が許可したとき 100分の50

(3) 利用者が利用の変更を許可された場合において既納の利用料金に過納金が生じたとき 過納利用料金の100分の50

(4) その他指定管理者が還付することを適当と認めたとき その都度指定管理者が定める率

(権利の譲渡等の禁止)

第18条 利用者は、センターの利用の権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(特別の施設等の制限)

第19条 利用者は、施設等の利用のために特別の設備又は装飾をし、若しくは備付け以外の器具を持ち込み使用しようとするときは、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

(原状回復義務)

第20条 利用者は、その利用が終わったとき、又は第12条の規定により許可を取り消され、若しくは利用の中止を命ぜられたときは、その利用した施設等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、指定管理者の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償義務)

第21条 利用者は、故意又は過失によりセンターの施設等を損壊し、又は滅失したときは、その損害を市に賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前のいせ市民活動センターの設置及び管理に関する条例(平成16年伊勢市条例第7号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成26年1月23日条例第1号抄)

(施行期日)

第1条 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例(第11条、第18条から第20条まで、第40条及び第43条から第45条までの規定を除く。)による改正後のそれぞれの条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に納付すべき使用料等について適用し、施行日の前日までに納付すべき使用料等については、なお従前の例による。

附 則(平成31年3月28日条例第1号抄)

(施行期日)

第1条 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

(経過措置の原則)

第2条 この条例(第20条及び第21条を除く。)による改正後のそれぞれの条例の規定は、次条から附則第6条までの規定に定めるものを除き、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に納付すべき使用料等について適用し、施行日の前日までに納付すべき使用料等については、なお従前の例による。

附 則(令和7年3月31日条例第21号)

この条例は、公布の日から起算して5月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、別表第2の改正規定は、令和7年4月1日から施行する。

(令和7年規則第34号で令和7年7月1日から施行)

附 則(令和7年10月27日条例第48号)

この条例は、公布の日から起算して5月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

別表第1(第14条関係)

南館施設及び設備利用料金設定上限額

#### 1 施設

区分	利用料金
会議室1	1時間につき 100円
会議室2	1時間につき 100円
会議室3	1時間につき 100円
事務室	1日1室につき 150円

備考 会議室にあっては、利用時間に1時間未満の端数があるとき、又は利用時間が1時間未満であるときは、これを1時間とする。

#### 2 設備

区分	利用料金(1月につき)
ロッカー	1個 210円

備考 利用期間に1月未満の端数があるとき、又は利用期間が1月未満であるときは、これを1月とする。

別表第2(第14条関係)

(令7条例48・全改)

北館施設等利用料金設定上限額

#### 1 施設

区分	金額(1時間当たり)	備品
ホール	円	所定の備付備品の利用料金を含む。
	全体利用 1,210	
	1 770	
2 440	〃	
会議室	220	〃

備考 利用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間として計算する。

#### 2 冷暖房設備

区分		金額(1時間当たり)
ホール	全体利用	円 990
	1	660
	2	330
会議室		220

備考 利用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間として計算する。

### 3 附属器具

区分	名称	単位	金額(1時間当たり)	備考
照明設備	コンセント	1口	円 60	持込備品1KWにつき
	拡声装置	1式	300	マイク1本を含む。
音響設備	マイクロホン	1本	180	
	ワイヤレス装置	1回路	300	マイク1本を含む。
	プレーヤー	1台	150	
	ビデオプロジェクター	1式	880	
舞台設備等	長机	1脚	30	
	椅子	1脚	10	
	パネル	1枚	60	

備考 利用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間として計算する。